

私立専修学校及び各種学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針

私立専修学校及び各種学校設置等認可審査基準（以下「審査基準」という。）による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。

1 立地条件について（審査基準第1の3関係）

審査基準第1の3の(2)に掲げる法令等のほか、特に農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の規定に留意すること。

2 教職員、施設及び設備について（審査基準第1の4関係）

建築基準法その他の法令等、地方公共団体の定める関係要綱等における基準を満たすことについては、特に既存の施設を校舎として使用する場合（既設の他の学校と校舎を共用する場合を含む。）にあつては、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成29年3月28日付け28文第3912号福島県総務部長通知。以下「事務取扱要綱」という。）第2条に定める学校設置計画書の提出までに、関係行政機関と事前協議や打ち合わせを行い、専修学校等の校舎として使用することにつき支障がないことの確約等を得ること。

3 施設及び設備の共用について（審査基準第1の5関係）

共用を認めることができるのは、他の学校（幼稚園を除く。以下「他の学校」という。）が、同一の敷地内又は隣接地に併設されている場合であること。なお、他の学校と校舎を共用する場合には、専修学校等の校舎は、他の学校の校舎と別棟又はこれに類する構造であり、かつ、普通教室及び普通教室の設備を共用するものではないこと。

4 施設及び設備の所有について（審査基準第1の6関係）

(1) 校地は、原則として、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされていないこと。

(2) 施設を借用する場合は、次のア又はイに掲げる事項を遵守すること。

ア 借用する施設の所有者が国又は地方公共団体以外の場合

(ア) 契約期間は20年以上とし、更新条項を設けること。

(イ) 所有者側の権利として一方的解除等が留保されていないものであること。

(ウ) (ア) の契約に基づく地上権又は賃借権を登記すること。ただし、自己所有の校舎に係る校舎敷地を、借地借家法の規定により借地契約が公正証書により交わされた場合は、当該校舎敷地に係る借地権の登記を省略することができること。

(エ) (ア) から(ウ) に掲げる事項について、認可申請時までに満たしていること。

イ 借用する施設の所有者が国又は地方公共団体である場合

(ア) 施設を借用することに係る権利取得の方法については、当該団体の定める法令その他規程に基づき、賃貸借契約、使用許可その他のいずれの形式であっても差し支えないものとするが、当該団体の定める法令その他の規程上認められる最長の期間の借用とすること。

(イ) (ア) に掲げる事項について、申請時までに満たしていること。ただし、議会の議事等の都合上これによりがたい場合は、当該団体からの確約を得ていること。

(3) 負担付きには、根抵当権の設定は含まれないものとする。ただし、6の(4)

のアに規定する政府系金融機関又はこれに準ずる金融機関からの根抵当権の設定に関しては、この限りではないものとする。

- (4) 校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合において、教育活動が長期にわたり継続的に実施できることが確実と認められる場合とは、短期借用期間終了後の教育活動が、安定的に継続できる保証を認可申請時までには得られていること等を指すこと。

5 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の8関係）

完成年度の収支予算は、納付金収入、人件費、教育研究経費、管理経費、借入金等返済支出等を適正に見積もり、収支の均衡に十分留意すること。

6 設置経費について（審査基準第1の9関係）

- (1) 設置経費の財源に国又は地方公共団体の寄附又は補助によるものが予定されている場合は、確実と見込まれる当該寄附又は補助の金額に限り、既に収納されている寄附金とみなして差し支えないこと。

- (2) 設置経費の財源に充てる寄附金については、次に掲げる書類等により、その真実性を確かめ得るもののみを算入すること。

ア 寄附者が地方公共団体の場合には、当該地方公共団体の長の寄附申込書及び議会の議決書等

イ 寄附者が株式会社等の法人である場合には、寄附申込書及び役員会の決議書その他の法人の意思決定を明らかにする資料等

ウ 寄附者が個人である場合には、寄附申込書及び納税証明書その他の当該個人の収入又は資産の状況を明らかにする資料等

- (3) 「適正な償還計画」とは、当該年度における償還元金及び利子支出の合計額が、当該年度の収支予算の経常収入（次に掲げるもののうちいずれかを指す。以下同じ。）に10パーセントを乗じて得られた金額を上回らないものとする。

ア 学校法人会計基準又はこれに準じて会計処理をする場合

教育活動収入及び教育活動外収入の合計額

イ 学校法人会計基準以外の基準等により会計処理をする場合

設置者の負債とならない収入額から臨時的な収入（「「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針」（平成26年1月14日付け学校法人委員会実務指針第45号日本公認会計士協会）（以下「実務指針」という。）2-4にある資産売却差額、施設設備寄付金、過年度修正額デリバティブ取引の解約に伴う利益等に相当する特別収入を指す。）額を差し引いて得た金額

- (4) 「政府系金融機関」とは、法律に基づき特殊法人として設立され、出資金のうち全部又は多くを政府が出資している金融機関（独立行政法人住宅金融支援機構等）を指す。また、「これに準ずる金融機関」とは、日本私立学校振興・共済事業団及び公益社団法人福島県私学振興会とする。

- (5) 「民間の預貯金取扱金融機関」とは、証券金融機関、保険会社、ノンバンクその他の預金により貸付原資を調達しない金融機関以外の金融機関（銀行法第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法第4条に規定により内閣総理大臣から免許を受けた金庫、中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により認可を受けた信用協同組合その

他の預貯金取扱金融機関)を指す。

- (6) 「政府系金融機関等よりも有利な条件で借入する場合」とは、融資を受けた日の属する月における日本私立学校振興・共済事業団の融資利率よりも低い利率(固定金利による契約に限る。)により融資を受けられる場合とする。なお、契約締結後に金利を引き下げる内容の変更契約を締結することを妨げるものではない。
- (7) 民間の預貯金取扱金融機関から融資を受ける場合、申請者に教育の用に供する財産(学校基本財産)以外に担保に供することができる財産がある場合は、原則として学校基本財産以外の財産を優先的に担保に供さなければならない。
- (8) 「新たに設立される学校法人と実質的に不可分一体又はこれに類する組織形態とみなせる法人」とは、当該法人が学校法人の新設に当たって財産の出資等を行うなど、実質的に学校法人の設立者とみなせる法人のことを指す。
- (9) 既に学校を設置している設置者が専修学校等を設置する場合にあっては、設置経費の財源に、退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金等を含まないものであること。
- (10) 「財務状況が良好」とは、総負債比率(総負債/総資産×100)が50以下であり、かつ、過去3年間のそれぞれの年度の経常収支差額比率((経常支出(次に掲げるもののうちいずれかを指す。)-経常収入)/経常収入×100)がいずれも10以上である場合をいう。

ア 学校法人会計基準又はこれに準じて会計処理をする場合

教育活動支出及び教育活動外支出の合計額

イ 学校法人会計基準以外の基準等により会計処理をする場合

当該年度において消費する資産の取得価額及び当該年度における用役の対価の合計額から臨時的な支出(実務指針2-4にある資産処分差額、災害損失、過年度修正額、デリバティブ取引の解約に伴う損失等に相当する特別支出を指す。)額を差し引いて得た金額

- (11) 既設校の生徒等納付金から繰り入れる場合には、既設校の教育条件の低下を来さないこと。

7 経常経費について(審査基準第1の10関係)

申請時において収納されていなければならない開設年度の経常経費に相当する寄附金(収納が確実である当該寄附金を含む。)については、5の(1)及び(2)を準用すること。

8 既設校の要件について(審査基準第1の12関係)

- (1) 既設校の校地及び校舎については、当該部分が設置等の認可又は権利取得等の届出の時と変更がない場合には、当該設置認可審査基準等に適合しているものとみなすこと。ただし、当該設置認可審査基準等の充足に努めるものとする。
- (2) 「収容定員を著しく超過し」とは、各既設校の在籍生徒等数が原則としてその総定員の1.2倍以上であることをいうものとする。
- (3) 「収容定員を著しく下回って」とは、各既設校の在籍生徒等数の総数が学則定員の2分の1未満である場合又は当該在籍生徒等数による財務運営が3年以上連続して著しい支出超過となるなど当該学校の運営に著しい支障を来していると認められる場合

とする。

(4) 既設校の管理運営の状況については、次の事項に特に注意すること。

ア 管理運営に当たっての法令及び寄附行為の遵守状況並びに法令等に基づく登記、届出、報告等の履行状況

イ 役員若しくは教職員又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 借入金の償還状況及び公租公課等の納付状況

9 広報活動について

(1) 事務取扱要綱第2条第2項の規定により学校設置計画が適当である旨の通知を受けた設置計画者は、特段の指示がなされた場合を除き、認可申請予定であることを明示して広報活動を行うことができるものとする。なお、広報活動には、入試日程及び募集要項の公表等は含まないものとする。

(2) 生徒募集活動は学校設置認可後に行うものとする。

附 則

この私立専修学校等設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。

附 則

この私立専修学校等設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。